

# 徳島県情報公開審査会答申第167号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち「役員に支払った報酬等の総額」の計に係る「報酬等の額」を公開すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成28年6月15日（同月16日受付）、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「株式会社〇〇第〇期報告書及び第〇期報告書」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成28年7月15日、実施機関は、本件請求に係る公文書を株式会社〇〇（以下「本件会社」という。）の「第〇期報告書」及び「第〇期報告書」と特定し、これらの公文書中の「取締役〇〇の主な職業」、「役員に支払った報酬等の総額の報酬等の額」、「公認会計士の氏名」及び「取締役及び監査役の生年月日及び略歴」を条例第8条第1号に、また、「会計監査人の報酬の額」を同条第2号に、それぞれ該当するとして非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成28年7月29日、審査請求人は、原処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して次の内容の審査請求を行った。

- (1) 「〇〇取締役候補者の略歴」を非公開とした部分に係る決定を取り消す、との決定を求める。
- (2) 「役員に支払った報酬等の総額」を非公開とした部分に係る決定を取り消す、との決定を求める。（以下「本件審査請求」という。）

### 4 原処分の一部変更決定

平成28年7月29日、実施機関は、原処分では非公開としていた「取締役〇〇の主な職業及び略歴の一部」、「取締役〇〇の生年月日」及び「取締役〇〇の生年月日及び略歴」を公開することとする一部変更決定を行い、審査請求人に通知した。

### 5 諮問

平成28年10月20日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」

という。)に対して、本件審査請求について諮問(以下「本件事案」という。)を行った。その後、実施機関において口頭意見陳述を実施するため、平成29年7月5日諮問を一旦取り下げ、同年8月21日再度、本件事案について諮問を行った。

### 第3 本件事案に係る審査請求人の主張要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨

原処分のうち、本件会社第○期報告書及び第○期報告書ともに4ページ、(4)会社役員に対する事項中、②役員に支払った報酬等の総額の計に係る「報酬等の額」を非開示とした部分に係る決定(以下「本件処分」という。)を取り消す、との決定を求める。

#### 2 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、反論書、意見書、追加意見書及び実施機関での口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、本件審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

##### (1) 出資法人における情報公開について

県の出資比率が4分の1以上である株式会社のうち、本件会社及び○○株式会社(以下「○○(株)」という。)が、「役員の報酬等の総額」を明示する報告書となっている。そのうち○○(株)は開示されているのに対し、本件会社は非開示となっている。

○○(株)を所管している○○課に聞いたところ、「公益性、公的支援がされていることから全面公開が適当と認められる、と判断した」との回答があった。

公益性、公的支援がされていることは、本件会社のように県の出資比率4分の1以上である株式会社にも同じことが言える。

したがって、速やかに公開されるべきである。

##### (2) 徳島地方裁判所判決(平成○年(行○)第○号公文書非開示処分取消請求事件)(以下「地裁判決」という。)について

地裁判決では、本件会社の平成○年度第○期報告書における「役員に支払った報酬等の総額」について、「取締役2名に支払った報酬等の合計額、監査役2名に支払った報酬等の合計額、上記各合計額を併せた総額を開示することによって、本件会社の各取締役等の報酬等の額が明らかになるわけではない」旨判断している。

したがって、本件事案において、取締役1名、監査役1名の計2名の報酬等の総額を開示しても、各1名の報酬額が明らかになるわけではないので、速やかに公開されるべきである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書、意見書、追加意見書及び実施機関での口頭意見陳

述等を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 役員に支払った報酬等の総額について

実施機関が非公開とした部分は、取締役及び監査役それぞれ1名の報酬等の額及び2名の総額である。

各取締役等の報酬等の額については、取締役等に支払った報酬等の額に関する情報であって、これらの情報は、通常他人に知られたくない個人に関する情報であり、条例第8条第1号本文に該当する情報である。

また、取締役及び監査役の報酬等の総額については、総額が知られることによって、わずか2名であるため、取締役及び監査役の個人の報酬等の額がおおよそ推察されるおそれがあることから、条例第8条第1号本文に該当する情報である。

なお、〇〇(株)の「役員の報酬等の総額」が公開されていることについては、〇〇(株)に確認を行ったところ、『〇〇法(昭和〇年法律第〇号)第〇条第1項及び同法附則第〇条第1項により、〇〇大臣が「〇〇施設事業を行う者」として〇〇(株)を指定しており、平成〇年〇月〇日付け〇〇告示〇〇号「〇〇の設置及び管理に関する基本方針」により、〇〇省が「〇〇施設事業者」に対し必要な情報の開示を促すこととされ、この方針に基づき、「役員の報酬等の総額」を含む事業報告などの経営情報をホームページにより開示しているものである』との回答であり、第三セクターであることを理由に積極的に公開しているものではない。

(2) 地裁判決について

地裁判決では、本件会社の平成〇年度第〇期報告書における「役員に支払った報酬等の総額」について、同年度に報酬を支払った取締役及び監査役が各1名であること、常勤の取締役及び監査役も各1名であること、並びに取締役及び監査役の各氏名が開示されていることから、「役員に支払った報酬等の総額等(取締役1名の報酬等の額、監査役1名の報酬等の額及び2名の報酬等の総額)」は、取締役等の個人に関する情報であって、取締役等の各氏名等と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるため、条例第8条第1号の情報に該当し、非開示とした処分は適法であると判断されているものである。

したがって、本件事案においても、地裁判決と同様に常勤であった取締役及び監査役は各1名であることから、本件処分で非公開とした「役員の報酬等の総額」の計に係る「報酬等の額」は、条例第8条第1号に該当するものであると考えられる。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件事案に係る公文書について

本件事案に係る公文書は、徳島県が〇〇以上出資している本件会社の第〇期報告書(平成〇年4月1日～平成〇年3月31日)及び第〇期報告書(平成〇年4月1日～平成〇年3月31日)(以下「本件公文書」という。)であり、実施機関の職員が職務

上取得し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有すべき公文書である。

本件事案において、審査請求人は、本件公文書のうち2. 会社の概要（4）会社役員に対する事項中、②役員に支払った報酬等の総額の計に係る「報酬等の額」（以下「本件情報」という。）について公開を求めている。

実施機関は、本件情報が条例第8条第1号に該当するとして非公開としているため、以下検討する。

## 2 条例第8条第1号の該当性について

### (1) 条例第8条第1号について

本号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と定めている。

本号は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。この条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とするものである。

### (2) 条例第8条第1号の該当性について

実施機関は、役員報酬等の総額が知られることによって、わずか2名であるため、各役員個人の報酬等の額がおおよそ推察されるおそれがあることから本号に該当すると主張している。

当審査会において見分したところ、本件公文書の（4）会社役員に対する事項のうち①取締役及び監査役の状況において、取締役及び監査役の各氏名等が公開されており、それらと照合することにより②役員に支払った報酬等の総額に記載された取締役1名及び監査役1名の氏名を推測することが可能である。

法人の役員としての報酬等の額は、法人に関する情報ではあるが、同時に個人に関する情報でもあることから、特定の役員報酬等の額は個人情報として保護すべきものである。しかし、本件情報は、取締役1名及び監査役1名の計2名の報酬等の総額であり、これを公開したとしても、各役員個人の報酬等の額が明らかになるわけではないため、個人情報には該当しない。

また、地裁判決においても、平成〇年度第〇期報告書中、取締役及び監査役の氏名等が公開されている状況で、「役員に支払った報酬等の総額」について、「取締役2名に支払った報酬等の合計額、監査役2名に支払った報酬等の合計額及び上記各合計額を併せた総額を開示することによって、各取締役等の報酬等の額が明らかに

なるわけではない」旨の判断を示しており（控訴審判決及び上告審決定において支持されている。）、判決確定後、実施機関は、取締役2名の報酬等の合計額及び監査役2名の報酬等の合計額をすでに公開していることから、本件情報である取締役及び監査役計2名の報酬等の総額を非公開とする合理的理由は認められない。

したがって、本件情報は、本号本文に該当せず、公開すべき情報である。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年10月20日	諮問
11月17日	審議（第140回審査会）
12月12日	審議（第141回審査会）
平成29年 1月30日	実施機関からの意見書及び資料を受理
2月 7日	審査請求人からの意見書を受理
2月16日	審議（第142回審査会）
3月10日	実施機関からの追加意見書を受理
3月16日	審査請求人からの追加意見書を受理
3月28日	審議（第143回審査会）
5月18日	審議（第144回審査会）
7月 5日	諮問取下げ
8月21日	再諮問

9月22日	審議（第147回審査会）
12月8日	審議（第149回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏名	職業等	備考
上原 克之	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	平成29年7月31日まで
大道 晋	弁護士	平成29年7月31日まで
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	平成29年8月1日から
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者 平成29年8月1日から
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	

大道晋委員は、徳島県情報公開審査会審議要領第14条第2項の規定により、会長の職務代理者の許可を得て本件事案の調査審議を回避した。